
鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業
維持管理業務委託契約書
(案)

鈴鹿市

業務委託契約書

1 業 務 名

2 業務履行場所

3 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

内訳は別紙内訳書のとおり。

5 契約保証金 添付約款記載のとおり

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の約款の条項によって公正な委託契約（以下「**本業務委託契約**」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本業務委託契約は仮契約とし、発注者が鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 建設工事請負契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条第 1 項の規定による議決を経たときに、本契約として成立するものとする。

本業務委託契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発 注 者 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

別紙内訳書
(単位：円、税抜)

年度	各会計年度支払額
2028 年度（令和 10 年度）	
2029 年度（令和 11 年度）	
2030 年度（令和 12 年度）	
2031 年度（令和 13 年度）	
2032 年度（令和 14 年度）	
2033 年度（令和 15 年度）	
2034 年度（令和 16 年度）	
2035 年度（令和 17 年度）	
2036 年度（令和 18 年度）	
2037 年度（令和 19 年度）	
2038 年度（令和 20 年度）	
2039 年度（令和 21 年度）	
2040 年度（令和 22 年度）	
2041 年度（令和 23 年度）	
2042 年度（令和 24 年度）	
合 計	

鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業

維持管理業務委託契約 約款

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(本業務委託契約の目的)	2
第3条	(契約の保証)	2
第4条	(業務遂行)	2
第5条	(期間)	3
第6条	(権利・義務の譲渡の禁止)	3
第7条	(特許権等の使用)	3
第8条	(知的財産権)	3
第9条	(一括再委託等の禁止)	4
第10条	(受注者に対する措置要求)	4
第11条	(監督職員)	4
第12条	(監督職員の立会い及び記録の整備等)	5
第13条	(本業務の範囲)	5
第14条	(業務範囲の変更)	6
第15条	(業務実施計画書)	6
第16条	(本業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)	6
第17条	(災害発生時などの協力)	6
第18条	(異常事態への対応)	6
第19条	(臨機の措置)	6
第20条	(維持管理業務委託料等の支払)	7
第21条	(維持管理業務委託料の改定)	7
第22条	(法令変更)	7
第23条	(不可抗力発生時の対応)	8
第24条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	8
第25条	(不可抗力による一部の業務遂行の免除)	8
第26条	(発注者の解除権)	8
第27条	(発注者による解除の場合の違約金)	9
第28条	(暴力団排除措置等に関する解除権)	10
第29条	(談合等不正行為による発注者の解除権)	10
第30条	(談合等不正行為による賠償の予定)	11
第31条	(発注者による一部解除権)	11
第32条	(受注者の解除権)	11
第33条	(法令変更又は不可抗力の場合の解除)	11
第34条	(損害賠償等)	11
第35条	(契約の変更)	12
第36条	(秘密保持)	12
第37条	(個人情報保護)	12
第38条	(遅延利息)	13
第39条	(誠実協議)	13

鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 維持管理業務委託契約 約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本約款に定めるもののほか、基本契約、要求水準書等（以下、要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。）及び提案書に従い、日本国の法令を遵守して、本業務委託契約（以下、本約款並びに要求水準書等及び提案書と一体となるものとする。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本約款、要求水準書等、提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、提案書の記載が要求水準書等に優先するものとする。

- (1) 本約款
- (2) 要求水準書等
- (3) 実施設計図書
- (4) 提案書

2 受注者は、表記の業務期間（以下「**業務委託期間**」という。）中、表記の業務実施場所（以下「**業務場所**」という。）に存する鈴鹿市災害情報伝達システム（以下「**本施設**」という。）を要求水準書等及び提案書に示された本施設の維持管理に係る各業務（以下「**本業務**」という。）を履行し、発注者は、本業務の履行が完了した部分の対価として、受注者に別紙内訳書「維持管理業務委託内訳書」のとおり委託料（以下「**維持管理業務委託料**」という。）を支払うものとする。

3 本業務委託契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 本業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、本業務委託契約で用いる用語は、本業務委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書及び要求水準書に定義された意味、又は次の各号所定の意味を有するものとする。

- (1) 「**維持管理開始日**」とは、2028年（令和10年）4月1日又は発注者が別途通知した日をいう。
- (2) 「**質問回答書**」とは、発注者が〔 〕年（令和〔 〕年）〔 〕月〔 〕日に公表又は通知した第1回質問回答書、〔 〕年（令和〔 〕年）〔 〕月〔 〕日に公表又は通知した第2回質問回答書を総称していう。
- (3) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (4) 「**法令変更**」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- (5) 「**提案書**」とは、入札説明書に従い受注者を含む事業者が作成し発注者に提出した〔 〕年（令和〔 〕年）〔 〕月〔 〕日付提案書類（その後の変更を含む。）をいう。

5 本業務委託契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 本業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。）に定められたものによるものとする。

7 本業務委託契約における期間の定めについては、本約款又は要求水準書等に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号。）及び商法（明治32年法律第48号。）の定めるところによるものとする。

8 本業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 9 本業務委託契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所に本市を管轄する地方裁判所とすることに合意する。
- 10 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本業務委託契約締結時に利用する全ての情報及びデータを十分に検討した上で本業務委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(本業務委託契約の目的)

第2条 本業務委託契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、本業務委託契約第5条第1項第2号に定める維持管理期間（以下「**維持管理期間**」という。）における各**事業年度**（当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間をいうものとする。以下同じ。）に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。ただし、免除の場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は**保証事業会社**（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 維持管理期間中、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「**保証の額**」という。）は、維持管理期間中に発注者が支払う維持管理業務委託料を15で除した額の10分の1以上の金額（以下「**保証対象額**」という。）とする。
- 3 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる維持管理期間中における更新を認めるものとする。
- 5 保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

- 第4条** 受注者は、基本契約及び本業務委託契約に基づき、要求水準書等及び提案書の定めるところに従って、自らの責任及び費用において、本業務を履行するものとする。
- 2 受注者は、法令、条例、規則、要綱等、本約款、要求水準書等及び提案書に基づき、本業務を誠実かつ適正に遂行しなければならない。
- 3 受注者は、本業務その他受注者が本業務委託契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りでない。
- 4 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類

の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

- 5 受注者は、本業務の遂行にあたり、関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者による本業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。
- 6 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。
- 7 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(期間)

第5条 業務委託期間及び維持管理期間は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託期間 本契約として成立した日から 2043 年（令和 25 年）3 月 31 日までの期間
- (2) 維持管理期間 2028 年（令和 10 年）4 月 1 日から 2043 年（令和 25 年）3 月 31 日までの期間

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第6条** 受注者は、本業務委託契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第7条** 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、必要な特許権等の実施権・使用権その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。
- 2 受注者は、維持管理業務委託料には、前項の規定に基づく特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに前条第 2 項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

(知的財産権)

- 第8条** 本業務委託契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本業務委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させることができる。
- 2 受注者は、受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本業務委託契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 前項に規定する著作物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使す

ること。

(3) 前項に規定する著作物の内容を公表すること。

(4) 前項に規定する著作物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、前項の規定による場合において、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 発注者に提出する場合

(3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

（一括再委託等の禁止）

第9条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、再委託先等に対する委託又は請負に係る契約条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限らない。）その他必要な事項の説明を求めることができる。

4 第2項の規定による委託又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、再委託先等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った再委託先等がさらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用も全て受注者の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

6 受注者は、前項の規定による場合のほか、再委託先等その他の本業務の一部を受託し、又は請け負った第三者をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、この契約に定める業務が遅延した場合、その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

（受注者に対する措置要求）

第10条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは前条第2項又は第5項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った再委託先等その他の第三者が、その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。

3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について受注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

（監督職員）

第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、本業務委託契約の他の条項に定めるもの及び本業務委託契約に基づく発注者の権限

とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本業務委託契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 本業務委託契約に基づく業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 本業務委託契約に基づく業務の管理、立会い、業務の実施状況の検査又は業務用材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に本業務委託契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 本業務委託契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、本業務委託契約に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（監督職員の立会い及び記録の整備等）

第12条 受注者は、本業務委託契約において監督職員の立会いの上実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて本業務委託契約において見本又は業務写真等の記録を整備すべきものと指定した業務の実施をするときは、本業務委託契約に定めるところにより、当該工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 3 監督職員は、受注者から第 1 項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会いを受けることなく、業務を実施することができる。この場合において、受注者は、当該業務の実施を適切に行ったことを証する業務写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 5 第 2 項又は前項の場合において、業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（本業務の範囲）

第13条 本業務の範囲及び細目は、要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の機能を維持するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 受注者は、建設事業者が実施する本施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は、本業務に必要な機器、消耗品、予備品を調達し、本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に管理しなければならない。
- 5 受注者は、発注者が行う維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、発注者の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。
- 6 受注者は、施設の維持管理に関して、発注者及び所轄官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応しなければならない。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については発注者の指示に基づき対応するものとする。

(業務範囲の変更)

第14条 発注者は、必要がある場合には、受注者に対する通知をもって前条に規定する本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲の変更及びそれに伴う契約金額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(業務実施計画書)

第15条 受注者は、各事業年度が開始する 30 日前（ただし、最初の事業年度に関しては、運営開始日の 90 日前）（その日が閉庁日の場合には翌開庁日）までに、本業務に係る業務実施計画を作成の上、発注者に提出し、各事業年度の開始前に発注者の承諾を受けなければならない。受注者は、発注者の承諾を受けた業務実施計画書を変更しようとする場合には、変更箇所、変更理由を書面により提出し、発注者の承諾を受けなければならない。なお、業務実施計画書の様式、記載方法等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

2 発注者は、業務実施計画書の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(本業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第16条 受注者は、本業務の内容が本業務委託契約、要求水準書等及び提案書、又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、維持管理期間又は維持管理業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(災害発生時などの協力)

第17条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

(異常事態への対応)

第18条 受注者は、本施設の維持管理業務において、故障等の異常事態が発生したときは、発注者からの求めに応じ、原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。

2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知する。

3 発注者は、事故、災害防止その他本施設の維持管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰す

べき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第 24 条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(維持管理業務委託料等の支払)

第20条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、維持管理業務委託料を支払うものとする。当該維持管理業務委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、維持管理業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 維持管理業務委託料の支払いは、年 1 回の後払いとする。受注者は、業務報告書及び業務委託部分の完了届（以下「業務委託部分完了届」という。）等、業務遂行を証明するものを発注者に提出しなければならない。発注者は、業務委託部分完了届を承認後に請求を受けた日から 30 日以内に、受注者に対して当該維持管理委託料を支払う。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者は、維持管理業務委託料の支払にあたり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を維持管理業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 4 発注者は、維持管理業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「**遅延防止法**」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率（以下「**法定率**」という。）の割合で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(維持管理業務委託料の改定)

第21条 発注者及び受注者は、社会経済状況に応じて維持管理業務委託料を改定できる。

- 2 維持管理業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。
- 3 改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の維持管理業務の対価を確定する。改定された維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の支払から反映させる。初回の改定は、令和 9 年（2027 年）8 月末時点で公表されている最新の指標に基づき、令和 9 年（2027 年）9 月末までに見直しを行い、令和 10 年度（2028 年度）の維持管理業務の対価を確定する（比較対象は令和 7 年 8 月末時点で公表されている最新の指標とする。）。改定された維持管理業務の対価は、令和 10 年度（2028 年度）の支払から反映させる。
- 4 前 1 項又はその他、別段の規定がある場合を除き、維持管理業務委託料は変更されない。

(法令変更)

第22条 維持管理期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響
- (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細
- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本業務委託契約の変更その他の報告された事態に対する本業務委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
- 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から 60 日以内に対応措置について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、

これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用を負担する。

ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 受注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用及び損害を負担する。

ア 第(1)号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第(1)号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

4 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 33 条の規定に従う。

(不可抗力発生時の対応)

第23条 維持管理期間中に不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第24条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失又は追加費用が発生した場合、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と受注者との協議により、不可抗力への該当性の判定、本業務委託契約の変更及び費用負担等について決定するものとする。

3 発注者と受注者は、不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。

(1) 維持管理業務委託料を 15 で除した金額の 100 分の 1 以下の額は、受注者の負担とする。

(2) (1)を超える額は、発注者の負担とする。

4 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。

5 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 33 条の規定に従う。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第25条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合、受注者は、当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。

2 前項の定めに従って受注者が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を維持管理業務委託料から減額することができるものとする。

(発注者の解除権)

第26条 発注者は、必要と認めるときは、90 日前までに受注者に通知することにより、本業務委託契約の全部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、本業務委託契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 第 32 条第 1 項または第 33 条の規定によらないで本業務委託契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者又は受注者の代理人、支配人その他使用人若しくは公募の代理人として使用していた者が、本業務委託契約の公募に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
 - (6) 受注者が本業務委託契約に違反した状態となった場合において、発注者が受注者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (7) 受注者が作成した各業務報告書に、本業務に重大な影響を及ぼす著しい虚偽の記載があったとき。
 - (8) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
 - (9) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき、又は第三者により申立がなされたとき、若しくは受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
 - (10) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。
 - (11) 前各号の他、本業務委託契約の重大な違反又は抵触があったとき。
 - (12) 本業務委託契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - (13) 受注者の責めに帰すべき事由により、本業務委託契約上の受注者の義務の履行が不能となったとき。
- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30 日以内の期間を定めて、受注者に対し履行を催告し、当該期間内に履行がなされないときは、受注者に通知することにより本業務委託契約を解除することができる。なお、受注者は、発注者が請求した場合は、自己の責任及び費用負担において、発注者が指定する事業者に対して、本業務の一部又は全部を委託しなければならない。
- (1) 受注者が、本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
 - (2) その他、受注者が本業務委託契約の義務を履行しないとき。

（発注者による解除の場合の違約金）

- 第27条** 発注者が前条第 2 項及び第 3 項に基づき本業務委託契約を解除した場合には、受注者は、解除の日から維持管理期間満了日までの残期間に係る維持管理業務委託料の 10 分の 1 に相当する金額、又は年間維持管理業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する維持管理業務委託料とする。）のうちいずれか高い方の金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第 3 条に規定する契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から本条第 2 項に基づき充当された契約保証金の額を控除することができる。
- 2 発注者が前条に基づき本業務委託契約を解除した場合には、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者に生じた損害の賠償又は前項の違約金に充当する。
 - 3 第 1 項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金支払請求権と受注者の維持管理業務委託料支払請求権その他の発注者に対する債権を相殺し、なお不足があ

るときはこれを追徴することができる。

- 4 前三項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。

(暴力団排除措置等に関する解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本業務委託契約を解除することができる。

- (1) **役員等**（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「**暴力団員**」という。）であると認められるとき。
 - (2) **暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 2 前項の規定により本業務委託契約が解除された場合においては、受注者は、維持管理業務委託料（総額）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、本項の規定は、発注者に生じた損害額が本項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。本項の規定により受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が本項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為による発注者の解除権)

第29条 発注者は、本事業に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本業務委託契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき（当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。）。

- (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
- (3) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により本業務委託契約が解除された場合について準用する。

（談合等不正行為による賠償の予定）

- 第30条** 受注者は、本業務委託契約に関して、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前条第2項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金として本業務委託契約による契約額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本業務委託契約による履行が完了した後においても適用する。
- 3 前二項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が賠償金及び利息を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（発注者による一部解除権）

- 第31条** 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本業務委託契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

（受注者の解除権）

- 第32条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に通知することにより、本業務委託契約を解除することができる。
- (1) 前条第1項の規定による一部解除のため、維持管理業務委託料が3分の2以上減じたとき。
- (2) 発注者が本業務委託契約に違反し、その違反によって本業務委託契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 発注者が本業務委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

（法令変更又は不可抗力の場合の解除）

- 第33条** 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本業務委託契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いの維持管理業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

（損害賠償等）

- 第34条** 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注

者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

(契約の変更)

第35条 本業務に係る条件又は本業務により達成すべき内容が変更したとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、本業務委託契約の規定を書面にて合意することにより変更することができるものとする。

(秘密保持)

第36条 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が本業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

- 5 本条に定める秘密保持義務は、本業務委託契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第37条 受注者は、本業務委託契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「**個人情報**」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本業務委託契約の目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本業務委託契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本業務に従事する者に対し、本業務に従事している期間のみならず、及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(遅延利息)

第38条 受注者は、本業務委託契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

- 2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、法定率の遅延利息をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。かかる計算は、遅延利息支払時における遅延防止法第8条1項に規定する遅延利息の額を超えないものとする。

(誠実協議)

第39条 本業務委託契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本業務委託契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

(以下余白)